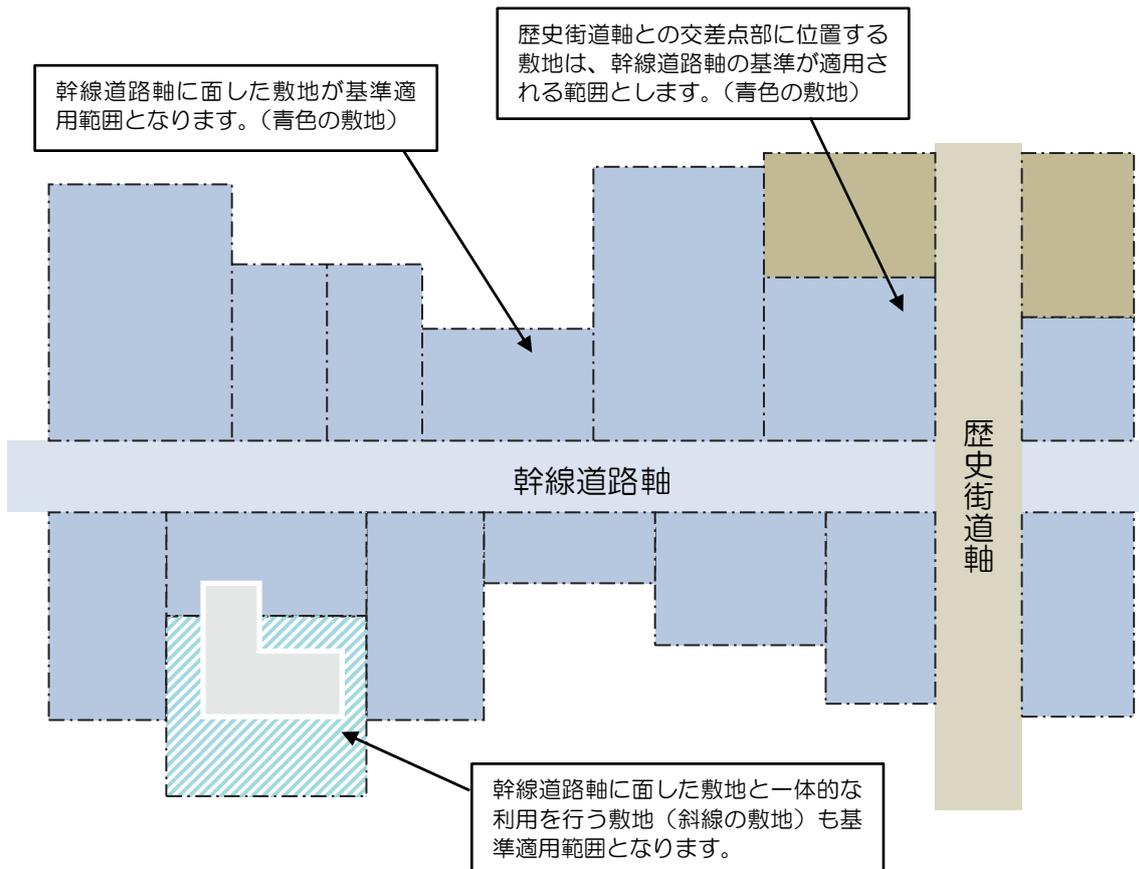


## 9. 幹線道路軸

### 〈幹線道路軸の基準が適用される範囲〉

- 幹線道路軸の基準が適用される範囲は、幹線道路軸に面する敷地とします。
- なお、幹線道路軸に面した敷地と一体的に利用する敷地も基準の適用対象とします。
- また、歴史街道軸との交差点部に位置する敷地については、原則として、幹線道路軸の基準を適用する範囲とします。



## 9. 幹線道路軸

### (1) 位置

#### 景観形成基準

- ①道路境界からできるだけ多く後退し、広がりのある景観を確保するとともに、後退した部分について、歩道と一体的な整備を図ること。(なお、主要地方道大津守山近江八幡線(浜街道)を除く)
- ②景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。

○ 道路境界からできるだけ多く後退し、広がりのある景観を確保するとともに、後退した部分について、歩道と一体的な整備を図る。

- ・ 建築物の壁面を後退し、歩道と一体的な整備を行うことで、ゆったりとした空間を創出することができます。



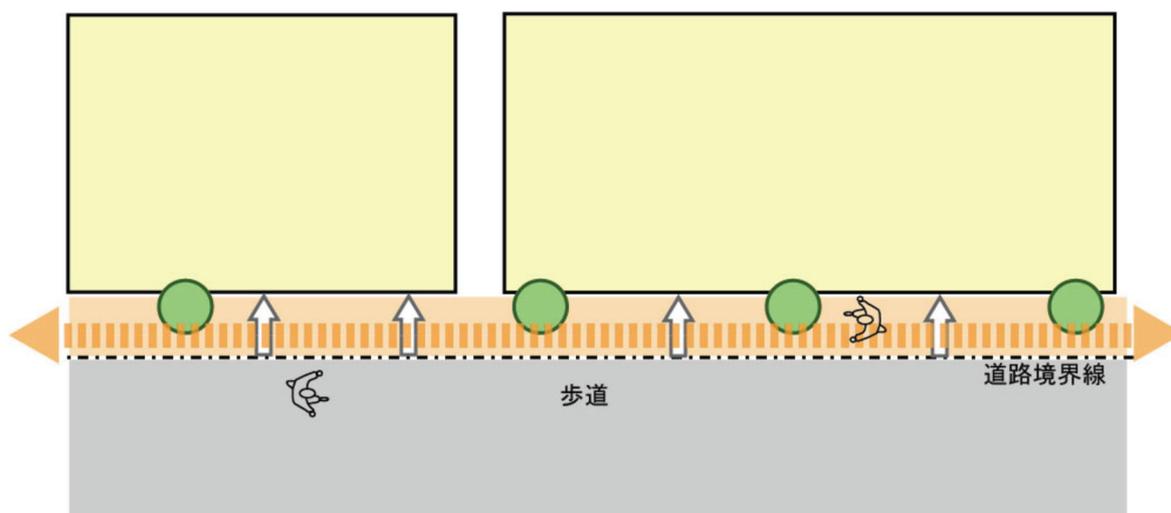
歩道と一体的な整備を行うことで歩行者空間に広がりが生まれる。

壁面を後退させて生み出された空間に緑を配置。

壁面線を後退することでゆとりある空間を創出。

セットバックした空間を活かし、ゆとりある歩行者空間を創出する商業施設のイメージ。

## 9. 幹線道路軸



道路境界線から壁面位置を後退させ、ゆとりある歩行者空間を創出することができる。また、緑を配することで、うるおいある空間の創出にもつながる。



セットバックした空間に緑を配し、うるおいある空間を創出している集合住宅のイメージ

## 9. 幹線道路軸

### (2) 敷地の緑化措置

#### 景観形成基準

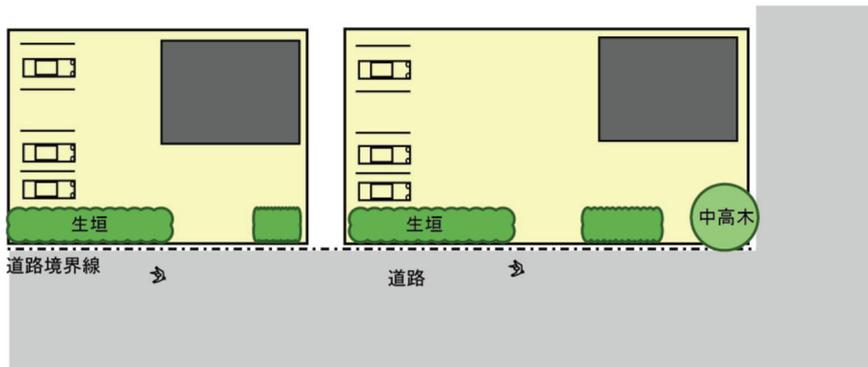
- ①平面駐車場を設置する場合、周辺景観との調和に配慮し、生垣または高木の設置によって緑化に努めること。
- ②景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。

○ 平面駐車場を設置する場合、周辺景観との調和に配慮し、生垣または高木等の設置によって緑化に努める。

- ・ 駐車場と道路の境界部を緑化することで、うるおいある空間を創出するとともに、駐車場内への視線を遮ることができます。



商業施設の平面駐車場の緑化。



敷地面積に生垣を配し、歩行者から駐車場への視線を遮へいすることができる。交差点等、安全上見通しを必要とする箇所には中高木等を配する等の工夫が必要。



生垣や高木等、緑を配した平面駐車場を設けた沿道型商業施設のイメージ